

幌延風力発電株式会社「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」  
に対する勧告について

令和 2 年 6 月 8 日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について、幌延風力発電株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道天塩郡幌延町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大 21,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成 31 年 1 月 18 日
環境大臣意見受理	平成 31 年 3 月 19 日
経済産業大臣意見発出	平成 31 年 4 月 8 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年 12 月 12 日
住民意見の概要等受理	令和 2 年 2 月 18 日
北海道知事意見受理	令和 2 年 5 月 15 日
経済産業大臣勧告発出	令和 2 年 6 月 8 日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内  
電話 03-3501-1742（直通）

幌延風力発電株式会社「幌延風力発電事業更新計画  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 動物の調査については、事業対象区域内においてトラップ調査法等により、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて適切に選定すること。
3. 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、既設風車の撤去工事も含めてその発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)